

## 大草谷津田いきものの里の活動指針

『生きものを大切に』

『子供たちの活動を大切に』

『活動者の繋がりを大切に』

### 『生きものを大切に』

#### (1) 生きものに配慮した水田・樹林・水環境の維持と創出を行う

- ・いきものの里が湧水によって潤うよう、水田や水路を適切に管理する。
- ・生きものの生息・生育状況と植生に十分配慮した上で、エリア毎の樹林管理を行う。
- ・自然環境に人為的な影響を与えると考えられるものの使用は、皆でよく検討する。

#### (2) 自然環境の現状を知り、保全活動の内容を考慮していく

- ・モニタリング調査を継続し、結果を分析し、保全活動に生かす。
- ・外来生物の侵入に注意し、状況に応じた処置を検討する。

#### (3) 今居る生きものの維持から、かつて居た生きものの再生へ

- ・生きものを持ち出さない、持ち込まない、を基本とする。
- ・既に居なくなった生きものを導入し再生を図る場合は、遺伝的結果など各種情報を整理し、慎重に行う。
- ・生きものが生息・生育する環境の創出は、専門家の指導を受ける。

### 『子供たちの活動を大切に』

#### (1) 子供たちが生きものと親しみ、自然を身近に感じることでできる機会を提供する

- ・いきものの里を安全に維持管理し、世代間の交流が図られる場とする。
- ・自然観察会などへの参加を通して、身近な生きものや自然環境について知ってもらう。

#### (2) 人との関わりによって維持されてきた谷津田の自然環境保全の体験の機会を提供する

- ・昔ながらの農の営みの体験を通して、地域の暮らしや伝統文化について知ってもらう。

### 『活動者の繋がりを大切に』

#### 多様な活動主体の連携により、創造的な保全活動を推進する

- ・それぞれの技能が発揮されるよう、互いを尊重し、協力しながら、よりよい環境保全活動の実施を目指す。
- ・話し合いによる合意形成を図り、保全活動を推進する。
- ・開設当初の構想である「大草谷津を育む会」を活動の主体とする、自主・自立した運営体制を目標とする。

#### 活動にあたっての制約条件

いきものの里内の全ての土地は、土地所有者に事業の趣旨を理解いただき、千葉市と保全協定を結んでお借りしている土地です。そのため保全活動は、土地所有者の意向を最大限に尊重する必要があります。

(平成 26 年 4 月 1 日施行)

※この活動指針は、千葉市環境保全課が事務局としてたたき台を作成しました。近い将来、活動者の自発的な発議によって、より発展的な内容に更新されることを期待するものです。